

「身元保証人」は不要か？ ⑦

これまで6回にわたって、家族に頼れない人が入院や入居をする際に求められる「身元保証人」の5つの機能についての実態を述べてきました。

その上で改めて、「身元保証人」について考えてみたいと思います。これまでの日本では、本人が病気になったり認知症になったり、最後には亡くなったときは、家族が当然にすべての世話と責任を担うことが前提となっていました。つまり、リスクとコストを家族が当然に負担していました。



「身元保証人」という考え方はもちろん以前からあり、入院を受け入れる病院や、入居を受け入れる高齢者施設においては、入院・入居後に本人が病気や認知症になり、そして亡くなったときには、その本人の命や身体に関することとお金に関することについての責任を引受けてくれる「家族」を指定しておく、つまり、リスクとコストを負担する「家族」を、「保証契約」という契約により「人的担保」としてきたのです。

ところが、近年の家族のカタチの多様化により、「人的担保」として差し出せる家族がいない人が増えてきたときに、家族以外の人や団体に「身元保証人」として人的担保の役割を担ってもらおうという機運が高まりました。ここで、「身元保証事業者」が生まれました。本人がコストを負担して、身元保証事業者にリスクを担ってもらうものです。

こうした社会的ニーズが急速に高まっているにもかかわらず、この「身元保証事業者」がまだ業界として未成熟で、業界団体も監督官庁もない状況がつづいていたため、悪徳業者もあるかもしれない「身元保証事業者」に頼むのは危険なのではないかという議論から、そもそも「身元保証人」など不要なのではないかという議論に発展していきました。

しかし、本人が病気や認知症、そして亡くなったときのお身体のことと財産（支払い）のことに責任を持つ「人的担保」が不要だとしたら、そのリスクは誰が担うのでしょうか。よく言われる、医療福祉関係者による多職種連携ということでは、責任の所在が曖昧になってしまいます。しかもそのコストは、本人ではなく多職種が分担して「時間外と無償労働」という形で引き受ける可能性が高くなります。

無条件に家族がリスクとコストを引受けてくれる人が当たり前ではない社会が到来した今、改めて入院や入居を受け入れる側は、「身元保証人」という言葉に捉われず、どんな役割を本人側の関係者に担ってもらうことを期待しているのかということについて、ゼロベースでしっかりと洗い出すことが必要です。

そして、必要があればそれらの役割を分解し、どんな職種の人がどんな契約により、どれくらいのコストで担うのかを、国も含めたすべてのステークホルダーで議論していかなければならない時期に来ています。